

乳児等通園支援事業所における職員及び設備に関する基準について

1 余裕活用型乳児等通園支援事業所における基準

余裕活用型乳児等通園支援事業所については、保育所等の本体施設・事業所の職員及び設備に関する基準を満たさなければならないこととしています。

2 一般型乳児等通園支援事業所における基準

(1) 職員

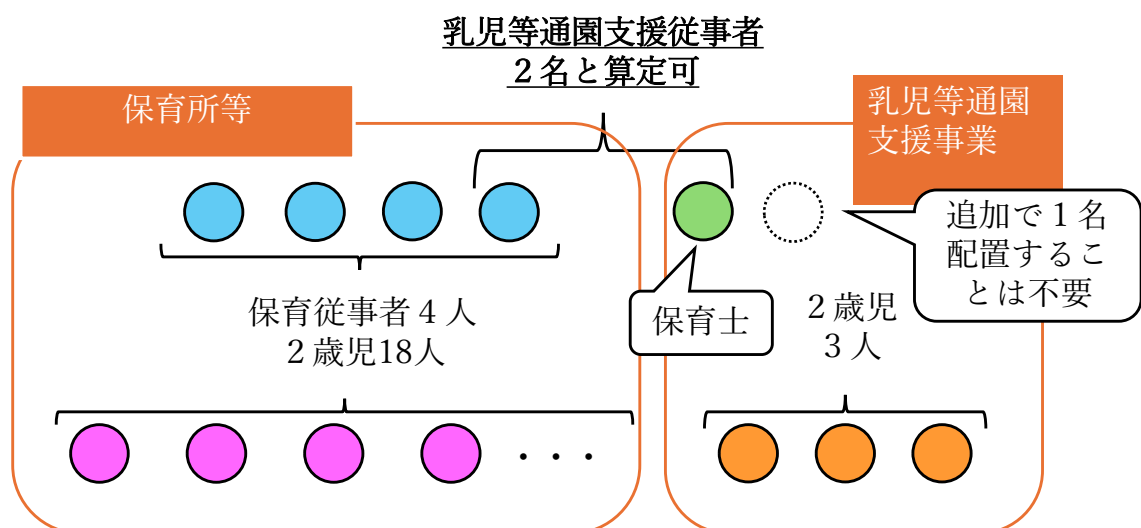
一般型乳児等通園支援事業所では、次に掲げる基準に従って職員を配置する必要があります。

- 乳児等通園支援従事者（保育士又は研修修了者※）の数は、乳児（満1歳未満児）3人に対し1人以上、幼児（満1歳以上～3歳未満児）6人に対し1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

※ 子育て支援員研修（基本研修及び「乳児等通園支援事業」の専門研修）を修了した者。なお、令和9年3月31日までの間に「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者については、経過措置がある。

- 乳児等通園支援従事者は、事業所1か所につき2人を下回ることはできない。
- 乳児等通園支援従事者は、専任の職員でなければならない。ただし、乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合であって、保育所等の職員による支援を受けることができ、かつ、専任の職員が保育士であるとき等は、この限りでない。

乳児等通園支援事業と保育所等とが一体的に運営されている場合の特例



(2) 設備の基準

ア 保育室等の基準

- ・ 利用する乳幼児の区分に応じ、次の設備を設ける必要があります。

年齢	設備	備考
満2歳未満	乳児室（1人につき1.65㎡以上） 又は ほふく室（1人につき3.3㎡以上）	・ 乳児等通園支援に必要な用具を備えること。 ・ 有効面積とは、乳児等通園支援を実施することが可能な面積を指すこと。 （常設のロッカーや棚、本棚、ピアノ等を配置する箇所の面積を除く。）
	便 所	・ 保育室等用とは別に便所専用の手洗設備を設けること。
満2歳以上	保育室（1人につき1.98㎡以上） 又は 遊戯室（1人につき1.98㎡以上）	・ 乳児等通園支援に必要な用具を備えること。 ・ 有効面積とは、乳児等通園支援を実施することが可能な面積を指すこと。 （常設のロッカーや棚、本棚、ピアノ等を配置する箇所の面積を除く。）
	便 所	・ 保育室等用とは別に便所専用の手洗設備を設けること。

- ・ 利用乳幼児に食事を提供する場合には、加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要があります。

イ 2階以上に保育室等（乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室）を設置する場合の基準

- ・ 保育室等を2階以上の階に設置する場合、その階数に応じ、次に掲げる基準を満たす必要があります。なお、保育室等を2階以上の複数階にわたって設置する場合は、当該乳児等通園支援事業所の全ての設備について、最も高い階に設ける場合の基準が適用されます。

階数	基準
2階	・ 耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・ 常用又は避難用の施設及び設備※をそれぞれ1以上設けること。

	・保育室等その他乳幼児が出入りし、通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
3 階以上の階	・耐火建築物又は準耐火建築物であること。 ・常用又は避難用の施設及び設備※をそれぞれ 1 以上設けること。 ・上記の設備が避難上有効で、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が 30 メートル以下であること。 ・保育室等その他乳幼児が出入りし、通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ・調理設備（一定のものを除く。）を設ける場合、調理設備以外の部分と調理設備の部分が耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に、防火上有効にダンパーが設けられていること。 ・壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること ・保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ・非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

※ 常用又は避難用の施設及び設備について

- ・ 保育室等を 2 階以上の階に設ける場合、その階数に応じ、次の常用又は避難用の施設及び設備を、常用又は避難用の区分ごとにそれぞれ 1 以上設置する必要があります。

階数	区分	設備
2 階	常用	①屋内階段 ②屋外階段
	避難用	①屋内避難階段又は特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③準耐火構造の屋外傾斜路等 ④屋外階段
3 階	常用	①屋内避難階段又は特別避難階段 ②屋外階段
	避難用	①屋内避難階段又は特別避難階段 ②耐火構造の屋外傾斜路等 ③屋外階段
4 階以上の階	常用	①屋内避難階段又は特別避難階段 ②屋外避難階段
	避難用	①特別避難階段に準じた屋内避難階段又は特別避難階段 ②耐火構造の屋外傾斜路 ③屋外避難階段

ウ 2 方向避難の確保について

乳児等通園支援事業所では、次に掲げる基準に従って、2方向避難が確保されている必要があります。

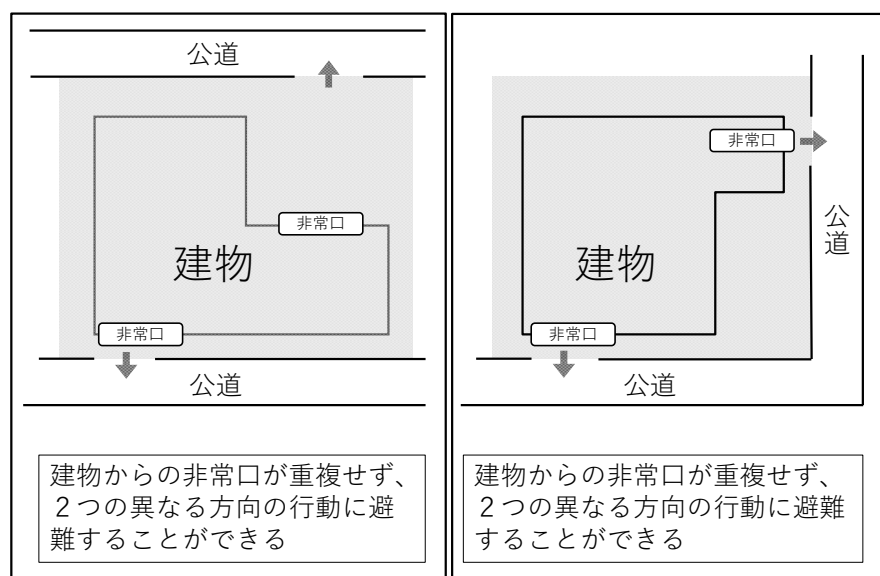
- ・ 乳児等通園支援事業所は、非常口を2か所設置するとともに、一方の避難路上で火災が発生した場合等に、もう一方の避難路が使用できなくなるような事態が生じないよう、2方向の避難路を確保すること。
- ・ 非常口は、建物全体を乳児等通園支援事業所が専用する場合にあっては、保育室等の各室及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要があり、複合ビル的一部分を乳児等通園事業所として使用する場合にあっては、各保育室等、乳児等通園支援事業所部分及び当該建物にそれぞれ2か所以上設置されている必要があること。
- ・ 避難路は、各保育室等から建物外に出て公道まで退避できるものとし、2経路以上確保すること。なお、経路の重複は、不可とすること。
- ・ 避難路は、幅1.5メートル以上を確保することが望ましいこと。
- ・ 「建物からの2か所の非常口」及び「公道への2か所の最終的な避難位置」のいずれについても、原則として10メートル以上離れていること。乳児等通園支援事業所の構造上これが難しい場合には、可能な限り距離を確保すること。

参考 2方向避難の確保の例示

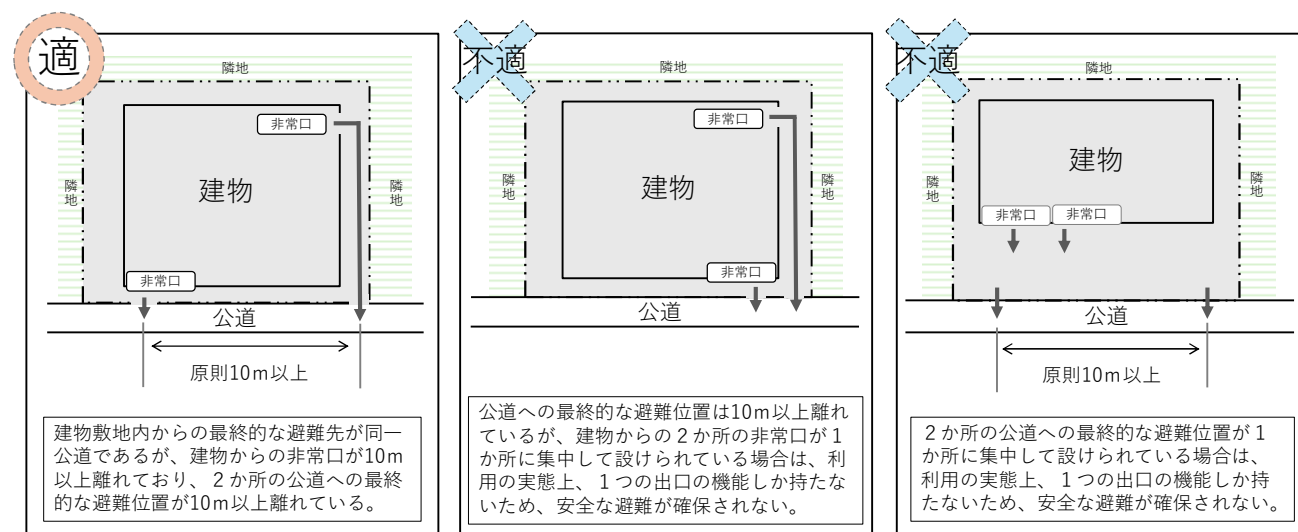
保育室等に2か所以上の非常口があり、2方向の避難経路が確保されていること。

		避難経路	
		不適	適
非常口	不適（1か所のみ）		
	適（2か所あり）		

建物に2か所以上の非常口があり、公道までの避難経路が2経路以上確保されていること。



「建物からの2か所の非常口」及び「公道への2か所の最終的な避難位置」のいずれについても、原則として10メートル以上離れていること。



エ 施設設備の安全性の確保について

施設設備の安全性を確保するため、次に掲げる事項について配慮されている必要があります。

① 指つめ防止策

- 利用乳幼児の安全を確保するため、保育室等の出入口、利用乳幼児用便所、ベビーゲート等の利用乳幼児が通常出入りする戸、扉等について、必要に応じて指つめ防止の措置を施すこと。この場合において、利用乳幼児が出入りする場所については、利用乳幼児の手が届く高さまでの範囲について、対応が必要であること。

②不審者の侵入防止策及び利用乳幼児の飛出し等の防止策

- ・ 不審者の侵入を防止するため、乳児等通園支援事業所の出入口は、施錠を行うこと。また、施設に入る際に顔等により人物を確認できるようにすること。
- ・ 出入口は、モニタ及びオートロックの設置を基本とし、外部からの侵入を防ぐとともに、誤って利用乳幼児が乳児等通園支援事業所の外に出ることのないように安全が確保された設備構造とすること。
- ・ フェンスは、利用乳幼児の飛出し及び不審者の侵入の防止に配慮した構造にすること。

③照明器具等の落下防止策及び飛散防止策並びに備品等の転倒防止策

- ・ 地震や遊具等がぶつかること等による落下や破損時の被害を最小限に抑えるため、保育室等、利用乳幼児用便所、玄関等の利用乳幼児が通常立ち入る部分にあるガラス、照明器具（ダウンライトを含む。）、鏡等について、落下防止策及び飛散防止策が講じられていること。この場合において、ガラスは、使用場所及び使用目的に適したものを選択するよう配慮すること。
- ・ 棚やロッカー等の備品について、転倒防止策を講じること。
- ・ 棚上に置かれたもの等については、落下防止策を講じること。
- ・ つり戸棚については、耐震ラッチ等による落下防止策が講じられていること。

④ガラスへの衝突防止

- ・ ガラスを用いた窓や扉等については、柵等を設置すること等により、衝突の防止を図ること。また、無色透明なガラスについては、シールを貼ること等により、利用乳幼児がガラスを認識できる工夫を行い、衝突防止を図ること。

⑤建具等の面取り等

- ・ 保育室等、利用乳幼児用便所、玄関等の利用乳幼児が通常立ち入る部分にある柱、建具、棚等について、利用乳幼児がけがをしないように面取り等を施すこと。また、突起物等に対する安全性に配慮すること。

⑥感電防止

- ・ コンセントについては、利用乳幼児の手の届かない場所への設置、カバーやシャッター付きのものとすること等により、利用乳幼児の安全性を確保すること。この場合において、カバー等を取り付けることによる突起等に対する安全性についても配慮すること。

⑦転落防止策

- ・ 保育室等、階段、廊下、便所、ベランダ、屋上等の利用乳幼児が出入りし、又は通行する場所には、利用乳幼児の転落を防止するための柵等を設け、又は窓の開閉を利用乳幼児が行えないようにする等の設備を設けること。階段については、利用乳幼児が1人で昇降しないよう降り口に利用乳幼児が開閉できない柵を設ける等、利用乳幼児の転落防止に十分留意すること。
- ・ 転落防止用の柵等については、利用乳幼児が乗り越えることができないよう縦格子柵等とし、柵の高さは足がかりから120センチメートル以上、幅は内法(のり)8センチメートル以下を基本とし、利用乳幼児の安全を確保すること。
- ・ 窓の近くやベランダに足がかりとなるようなものを置かないこと。

⑧ 進入防止策

- ・ 利用乳幼児が通常出入りしない事務室、倉庫、収納、パイプスペース、ダクトスペース等の場所については、利用乳幼児が誤って立ち入ることのないよう手の届かない位置に鍵を設置する等の対応を図ること。また、保育室等に火気を使用する設備又は器具が設けられている場合は、利用乳幼児の火遊び防止のために必要な進入防止措置等の対策を講じること。

⑨ 階段等の安全対策

- ・ 階段、傾斜路等には、利用乳幼児が安全に使用することができる手すりを設置すること等により、利用乳幼児の安全性を確保するとともに、災害発生時の避難における安全の確保に万全を期すること。

⑩ 覗き見防止策

- ・ 人権への配慮、防犯等の観点から、外部から乳児等通園支援事業所の内部が容易に覗けないよう対応を図ること。この場合において、保育室等には、ガラス面に目隠し用のフィルムを貼付すること等により対策を講じること。

⑪ 開き戸の安全対策

- ・ 保育室等内に面した扉は、引き戸が望ましいこと。スペースの都合上、保育室等側に開く扉を設置する場合は、扉に窓を設置して、利用乳幼児がいらないか確認できる構造とすること。

オ 室内化学物質対策について

乳児等通園事業所が新築の場合又は開設に当たって室内環境に影響を及ぼす改修工事、什器の入替え等を行った場合には、室内化学物質を測定するとともに、必要な対策を講じ、安全性を確認する必要があります。